

生活保護世帯の子どもの大学等進学を認めるとともに、子ども
のいる世帯の生活保護基準を引き下げないよう求める意見
書

2017年（平成29年）10月18日
日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

生活保護世帯における貧困の連鎖を解消し、同世帯の子どもたちが一般世帯の子どもと比べて特段の制約を受けずに育つことができるようにするために、国に対し、以下のことを求める。

- 1 生活保護世帯の子どもが大学・短期大学・専修学校（以下「大学等」という。）に進学することを認めることとし、大学等に進学する子どもを「世帯分離」して生活保護から外す運用を改めて当該子どもの分の生活保護費を支給すること。
加えて、大学等に就学しながら生活保護を受ける子どものアルバイトや奨学金等の収入のうち、大学等の授業料、教科書・参考書代、通学交通費その他就学に必要な費用については、収入として認定しない取扱いとすること。
- 2 生活保護基準の見直しに当たっては、子どものいる世帯の生活保護基準をこれ以上引き下げないこと。

第2 意見の理由

- 1 生活保護世帯の子どもの大学等への進学に関する現状
(1) 現在の実務運用

現在、国（厚生労働省）は、生活保護世帯の子どもは高校卒業後は進学せず稼働能力を生かして就労すべきであるとし、当該世帯の家族とともに生活保護を受けながら大学等に就学することを認めていない。

このような考え方から、生活保護世帯の子どもが大学等に進学すると、実際には家族と同居していても、当該子どもだけが別世帯を構成するものとして取り扱い、当該子どもに関する生活保護費（生活扶助費）を支給しない取扱い（以下「世帯分離」という。）がとられている（実施要領第1-5(1)から(3)まで）。

また、2015年の生活保護手帳別冊問答集の改訂によって、住宅扶助費限度額の認定に際し、「世帯分離により保護を受けていない者は、同居してい

る場合であっても世帯人員に含めないもの」とすることが明確にされた（同問答集問7-96「世帯人員別の住宅費（限度額）の認定」）。この取扱いによれば、生活保護世帯の子どもが大学等に進学すると当該子どもにかかる生活扶助費が支給されなくなるだけでなく、住宅扶助費まで減額されることになる。例えば、東京都で母（45歳）と子（18歳）の2人世帯の子どもが大学等に進学すると、生活扶助費が11万9680円から8万160円へ、住宅扶助費が6万4000円から5万3700円へと計4万9820円もの減額となる（なお、特別基準を設定して、従前の住宅扶助費を支給している福祉事務所もある。）。その結果、子どもの大学等進学により、より安くて条件の悪い物件へと転居を余儀なくされる事例も生じている。

これら世帯分離と住宅扶助費減額を合わせると、子どもの大学等進学の結果、当該世帯の受け取れる生活保護費は、地域や世帯構成によって月4万円ないし6万円程度減る運用になっているのである。

(2) 生活保護世帯の子どもへの大学等への進学率の低さ

上記第2の1(1)のとおり、生活保護世帯の子どもが大学等に進学し、世帯分離をされると、当該世帯が受け取ることができる生活保護費が大きく減らされ生活がより苦しくなることから、大学等への進学を断念する子どもは多い。

このような理由もあり、生活保護世帯の子どもへの大学等進学率は、2016年度で33.1%にとどまり、2015年度の33.4%よりも悪化している（内閣府「子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施状況」。厚生労働省社会・援護局保護課調べ）。一般世帯の大学等進学率が両年度ともに73.2%に及んでいること（同前。文部科学省「学校基本調査」を基に算出）と比較して、生活保護世帯の子どもへの大学等進学率はその半分にも届かず著しく低い。なお、一般世帯の過年度卒（いわゆる「浪人」）を含む大学等進学率は、2017年度には80.6%に達し、過去最高を更新している（文部科学省「平成29年度学校基本調査（速報値）の公表について」）。

(3) 生活保護世帯の大学生等の生活実態

また、生活保護世帯の子どもが実際に大学等に進学すると、家族に頼らずに奨学金やアルバイト収入によって自らの学費や生活費を賄わなければならない。

2016年10月から同年12月にかけて、大阪府堺市と大阪市立大学が行った調査によると、大学等の学費や生活費等にかかる年間約180万円に

ついて、堺市内で生活保護世帯に同居しながら大学等に通う学生の収入源の内訳は、奨学金が約128万円(71%)、アルバイトが約39万円(21%)を占め、家庭からの給付も約12万円(7%)ある(これは、大学生等の出身世帯が月約1万円最低生活費を割り込んで援助をしていることを意味する)。一般世帯の自宅通学の大学生の場合には、奨学金が約38万円(21%)、アルバイトが約36万円(20%)で、家庭からの給付が約100万円(56%)に及ぶことと対比すると、生活保護世帯の大学生等が、家庭からの支援が得られない分、奨学金に頼って生活せざるを得ない状況が顕著である。堺市の調査によれば、卒業までの奨学金借入総額が400万円以上と答えた者が大学生では74.1%(短大・専門学校を含めても55.0%)にも達する。

また、生活保護世帯の大学生等がアルバイトに従事している割合は82.5%で、一般世帯の73.2%よりも高い。授業期間中に週に3日以上アルバイトをした割合は、生活保護世帯では65.9%に及び、一般世帯の49.9%よりもかなり多く、日常的にアルバイトをしなければならない状況がうかがえる。さらに、「経済的に勉強を続けることが難しい」と答えた者が52.8%、「経済的に苦しく就職活動が制限された」と答えた者が43.2%に達し、経済的困難のため学業の継続や就職にも支障が生じている実態が浮き彫りとなっている。

なお、奨学金を借りたとしても、返済の負担が重くのしかかることについては、既に当連合会から繰り返し意見を述べているところである(2013年6月20日付け「奨学金制度の充実を求める意見書」、2015年3月19日付け「給付型奨学金制度の早急な導入と拡充、貸与型奨学金における適切な所得連動型返済制度の創設及び返済困難者に対する柔軟な対応を求める意見書」及び2016年7月14日付け「所得連動返還型奨学金制度につき、十分に議論を尽くした上で、真に利用者負担の少ない制度の創設を求める意見書」)。

(4) 小括

生活保護世帯の子どもが大学等に進学する割合が約33%と一般世帯のその半分の割合を割り込んでいる背景には、このような経済的困難がある。そして、その経済的困難は、生活保護を受けながら大学等に就学することを認めないという現在の実務運用が大きく寄与していると言わざるを得ない。

2 生活保護世帯の子どもの大学等への進学が認められるべきこと

(1) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の目的・理念から

① 子どもの貧困全般について

国民生活基礎調査によれば、2009年の「相対的貧困率」は16.0%、子どもの貧困率は15.7%であったが、2012年は、それぞれ16.1%、16.3%となり、貧困率、特に子どもの貧困率が年々悪化していた。また、同調査によれば、2012年の「子どもがいる現役世帯」（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）の貧困率は15.1%であるが、そのうち「大人が一人」のひとり親世帯のそれは54.6%にも及んだ。

このほど発表された2015年の調査結果では、相対的貧困率は15.6%、子どもの貧困率は13.9%、子どものいるひとり親世帯の貧困率は50.8%とわずかな改善はみられる。しかし、子どもの貧困率は、OECD36か国平均の13.3%（2013年）をなお上回り、子どもがいるひとり親世帯の貧困率に至ってはOECD加盟国中最悪の水準にある。

このように子どもの貧困やひとり親家庭の貧困が深刻なまま推移する一方で、子どもの教育に必要な費用は年々増加し、世界的に最も高額な水準に達している。私立大学の初年度納入金は、131万1600円に達し（文部科学省「私立大学等の平成26年度入学者に係る学生納付金等調査結果について」）、特に過去には比較的低廉だった国立大学の授業料の増加率が著しく、2008年時点で30年前の14倍である53万5800円に達している（文部科学省「学生に対する経済的支援の現状（基礎データ集）」独立行政法人日本学生支援機構『大学と学生』2009年7月臨時増刊号）。

貧困家庭の子どもが高校を卒業して大学等に通うことには、経済的に大きなハードルが存在する。

② 生活保護世帯における貧困の連鎖について

我が国では、受験資格を大学等卒業者に限定している資格職や企業も少なくなく、大学等への進学が認められないことにより、子どもが将来就ける職業の選択肢が狭まる現実がある。

また、大学に通うことができるかどうかで、生涯で得られる賃金総額（生涯賃金）にも統計上、大きな差が生じている。生涯賃金を①大学及び大学院卒、②高専及び短大卒、③高校卒の順で見ると、男性で①2億5890

万円，② 2億460万円，③ 1億9730万円，女性で① 2億50万円，② 1億6060万円，③ 1億3050円となっており，学歴による歴然とした差が存在する（労働政策研究・研修機構「ユースフル労働統計2016」）。

生活保護世帯の子どもが大学に通うことが難しいという現状は，そのまま，生活保護世帯の子どもが大人になった際の収入に影響する可能性が高い（男女間にも容認しがたい格差があるが，生活保護世帯に関する意見書であるため，ここでは取り上げない。）。

我が国においては，貧困の連鎖を正確に把握するためのOECD基準に基づく調査データが公表されておらず，貧困の連鎖に関する研究は政府レベルでは行われてもいない。しかし，研究者によれば，現に生活保護を受給する母子世帯の世帯主が過去に生育した家庭の出身世帯において生活保護を受けていた割合は，40.6%にも達する（道中隆『生活保護と日本型ワーキングプア～貧困の固定化と世代間継承』（ミネルヴァ書房））。日本の生活保護利用率（総人口中に生活保護利用者が占める割合）が2014年度で1.7%であることに照らせば，生活保護世帯の子どもが成人して生活保護を利用するに至る可能性が相当高いことがうかがわれる。

2014年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」1条は，その目的として，「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう，貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに，教育の機会均等を図る」ことを掲げ，2条は，「子どもの貧困対策は，子ども等に対する教育の支援，生活の支援，就労の支援，経済的支援等の施策を，子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより，推進されなければならない。」という基本理念を規定している。

生活保護世帯の子どもが，一般世帯の子どもと同じように大学等に進学する機会を保障するために，生活保護世帯の子どもが大学等に進学した場合に世帯分離する取扱いを改めることは，子どもの貧困対策の推進に関する法律の目的や理念にも沿うものである。

(2) 生活保護法等の解釈から

生活保護法4条1項は，「保護は，生活に困窮する者が，その利用し得る資産，能力その他あらゆるものを，その最低限度の生活の維持のために活用す

ることを要件として行われる」と規定している。同条項にいう「能力」には「稼働能力」が含まれるところ、国は、高校を卒業すれば就労して稼働能力を活用すべきとの考え方に立ち、生活保護を受給しながら大学等に就学することを認めてこなかった。すなわち、大学等に就学している状態は稼働能力を活用しているとはいえないとの評価を前提に、稼働能力があるにもかかわらず就労も就学もしていない者を世帯分離（俗に「怠け者分離」と呼ばれている。）するのと同様の取扱いとしているのである。

しかしながら、前記第2の2(1)②のとおり、最終学歴によって生涯賃金に大きな格差が生じることからしても、大学等に進学すれば、その者の稼働能力を高めることとなる蓋然性が高い以上、長期的な視点でとらえれば稼働能力を活用していないものと評価することはできないはずである。

この点、国は、生活保護を受けながら大学等に就学することを認めない理由として、生活保護を利用していない一般世帯との均衡をあげる。

しかし、生活保護法4条1項にいう「資産」のうち、生活用品については、「当該地域の全世帯の70%程度の普及率」に達していれば「一般世帯との均衡を失することにならない」として保有が認められるものとされている（実施要領局長通知第3の4の(4)イ、課長通知問第3の6の答(2)）。この「資産活用」に関する判断基準を「能力活用」にも援用すれば、先にも述べたとおり、2016年度の大学等進学率が73.2%（過年度卒も含めれば2017年度には80.6%）に達していることからすれば、生活保護世帯の子どもが大学進学を認めても「一般世帯との均衡」を失するものとはいえない。

また、国は、かつて、生活保護世帯の子どもの高等学校進学についても、生活保護法4条1項を根拠に認めない取扱いをしていたが、一般世帯の高等学校進学率が8割を超えた1970年、世帯分離せず高等学校に進学することを認め、さらに、2005年からは、高等学校の入学考査料、入学料、私立高校授業料（公立高校授業料の額以内の額）、学用品費、通学用品費、教材代、通学交通費等のために、生業扶助として高等学校等就学費が支給されるようになった。この状況と比較すれば、現在に至っては、少なくとも、大学等への進学時における世帯分離をやめ、大学等への就学を認めてしかるべき段階に達しているものといえる。

したがって、今日的状況からすれば、生活保護世帯の子どもが大学等に進学した場合に稼働能力の活用を欠くものとして世帯分離することとしている前記実施要領第1-5(1)から(3)までの規程は、生活保護法4条1項の解釈運

用を誤るものとなっており、大学等に就学しながら保護を受けることを認める規定に早急に改定されるべきである。そして、このような改善を図ることは、子どもの権利条約28条1項(c)が、「すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。」としている趣旨にも沿うものといえる。

3 アルバイトや奨学金等の収入認定の在り方について

(1) 収入認定の取扱いの現状

生活保護世帯に生活保護費の他に収入があった場合には、原則として収入認定され、当該収入の分だけ生活保護費が減額されることになる。国（厚生労働省）は、これまで、生活保護世帯の子どもの大学等への進学を認めないことの帰結として、高校生がアルバイトや奨学金で得た金員を大学等への進学のための費用に使おうとする場合、その金員を全額収入認定し、保護費を減額する取扱いをしてきた。

しかし、かかる取扱いをすることに対しては強い批判があり、①2014年3月には、アルバイト等で稼いだ金員を大学の受験料と入学金にあてること（社援保発0331第3号及び発社援0331第7号）、②2015年8月には、アルバイトで稼いだ金員及び奨学金を大学進学のための学習塾費等にあてること（社援保発0806第1号及び発社援0806第3号）、③2016年5月には、奨学金を大学の受験料と入学金にあてること（社援保発0531第1号及び社援発0531第14号）が、それぞれ認められるようになり、これらの金員は収入認定されないこととなった。

もっとも、厚生労働省は、未だに、大学生等は世帯分離されなければならないという原則を崩していないため、例えば、高校生が奨学金やアルバイト料を将来の大学等入学後の授業料に使おうとした場合には、その金員は収入認定され、その分生活保護費が減らされることになっている。

(2) 大学等の授業料にあてられる収入は収入認定すべきでないこと

前記第2の1(3)で述べた大阪府堺市と大阪市立大学が行った調査結果から明らかなおり、生活保護世帯の子どもの大学等に通う場合、奨学金とアルバイト収入に頼らざるを得ない。そのため、仮に、生活保護世帯の子どもの大学等への進学が認められ、世帯分離されずに大学等に通うことが可能となったとしても、その授業料等にあてるために得た奨学金やアルバイト収入が収入認定されてその分生活保護費が減額されるようでは、結局は世帯の生活費が足りなくなるか、大学等の費用が支払えなくなって学業を諦めなければ

ばならないことになり、世帯分離を廃止する意味がなくなってしまう。

したがって、大学等に通う子どもの世帯分離をやめると同時に、大学等に就学しながら生活保護（生活扶助費）の対象となる子どものアルバイトや奨学金等の収入のうち、大学等の授業料、教科書・参考書代、通学交通費その他大学等の就学に必要な費用にあてるものについては、収入として認定しない取扱いとすることが必要不可欠である。

4 まとめ—生活保護世帯の子どもの大学等進学に向けて

以上述べてきたとおり、国は、生活保護世帯の子どもの大学等に進学することを認め、大学等に進学する子どもを世帯分離して生活保護から外す運用をやめるとともに、大学等に就学しながら生活保護を受ける子どものアルバイトや奨学金等の収入のうち、大学等の授業料、教科書・参考書代、通学交通費その他大学等の就学に必要な費用については、収入として認定しない取扱いとするべきである。

なお、生活保護世帯の子どもの教育機会の確保については国会においても大きな課題となっており、超党派の議員で作る子どもの貧困対策推進議員連盟（会長・田村憲久元厚生労働大臣）は、2017年4月25日、生活保護世帯の子どもの進学率向上を最優先で進めるべき旨を指摘する提言をとりまとめ、同年5月15日に古屋範子厚生労働副大臣（当時）に提出した。提言の中では、1970年に高校進学についての世帯分離が廃止されたことに鑑み、大学等への進学についても、2018年度の進学に間に合わせられるよう早急に効果的な支援策を講じるべきとしている。

また、2017年6月9日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」（「骨太の方針2017」）においても、「生活保護世帯の子どもの大学等への進学を含めた自立支援に、必要な財源を確保しつつ取り組む。」と明記されている（36頁）。その結果、2018年度から、第2の1(1)で述べた住宅扶助費の減額を取りやめる方向であると報じられているが（2017年6月19日付けNHKニュース）、生活保護世帯の子どもの大学等への進学を正式には認めていない。

5 生活保護基準及び加算の維持について

(1) これまでの生活保護基準の引下げ

2012年春、タレントの親族が生活保護を利用していたという報道を一つの契機として、生活保護制度に関連した報道が過熱し、同年12月の総選挙で、「生活保護の給付水準10%引下げ」を選挙公約とした自民党が政権に

復帰した。

この政権交代に伴い、国は、2013年8月から3回に分けて生活保護の生活扶助基準を平均6.5%、最大10%引き下げた。かかる大幅な生活扶助基準の引下げは前例のないものであった。

引下げの影響は多人数世帯ほど大きく、例えば、都市部における生活扶助費は、40代夫婦と小・中学生の4人世帯では、22万2000円から20万2000円へと2万円（約9%）減少し、30代の母と4歳の子どもの子母子世帯では、15万円から14万1000円へと9000円（6%）減少した。

また、国は、2015年度から生活保護の住宅扶助基準と冬季加算も引き下げた。冬季加算は、寒冷地では約2割の削減であり、住宅扶助基準は、例えば、埼玉県2級地の2人世帯は6万2000円から5万2000円へと1万円（約16%）の削減、大阪府1級地の2人世帯は5万5000円から4万7000円へと8000円（約14.5%）の削減であった。

当連合会は、これらの引下げに対して、厚生労働大臣の裁量権を逸脱・濫用し（生活保護法8条2項）、憲法25条が保障する生存権を侵害するものとして、繰り返し反対し、撤回を求めてきたところである。

(2) 2018年度に予定される生活保護基準の見直し

2018年度には、5年に一度の生活保護基準の見直しが予定されている。生活保護基準の設定は、社会保障審議会生活保護基準部会（以下「部会」という。）における専門家による検証結果を踏まえて、厚生労働大臣が行うものである（生活保護法8条1項）。

しかしながら、近年の経過をみれば、財務省財政制度等審議会での議論や建議等を踏まえて、厚生労働省が部会における論点を設定し、上記のような生活保護基準の引下げが実行されてきたという実態がある。そして、同審議会は、2016年10月に配布された資料において、「就学児を抱えたひとり親世帯に対する加算・扶助を加味した生活保護基準は、一般低所得世帯（年収300万円未満）の世帯における消費実態と比べるとはるかに高い水準となっている」、「これだけの水準の金額が毎月保障されていることで、就労に向かうインセンティブが削がれている可能性がある」などと指摘した上で、「平成29年度予算の編成等に関する建議」において、「平成29年度に行う生活保護基準の検証に際して、一般世帯の消費支出と比べ、不公平感を招く水準とならないよう検討を行うとともに、有子世帯の加算・扶助の在り方・

水準（略）についても検証を行い、平成30年度に必要な見直しを行う」ものとしている（同建議27～28頁）。

2016年5月27日に開催された第23回部会において、部会の検討課題の一つとして「子どもの貧困対策も踏まえた有子世帯の扶助・加算の検証」が提示されているが、上記の財政制度等審議会の意見を踏まえ、2018年度の生活保護基準の見直しに当たって、母子加算の削減等子どものいる世帯の生活保護基準が引き下げられることが強く懸念される。

(3) 本来の生活保護基準設定の在り方

生活保護法3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と規定している。また、同法8条2項は、厚生労働大臣が生活保護基準を定めるとする同条1項を受けて、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なもの」でなければならないと規定している。さらに、同法9条は、「保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。」と規定している。

これらの規定からすれば、本来、生活保護基準の設定は、年齢、健康状態、世帯構成、所在地域等の個人または世帯の実際の必要に応じて、「健康で文化的な最低限度の生活」を維持するためには、どれだけの費用を要するかを科学的に探究してなされなければならない。財政制度等審議会が指摘するように、生活保護を受けていない「一般世帯の消費水準」と比較して「不公平感を招く」か否かという観点でなされるべきものではない。かかる観点は何ら科学的ではないし、本来生活保護の利用資格があるのに制度を利用し得ていない漏給層が「一般低所得世帯」中に膨大に存するといわれる我が国の現状からすると、際限のない生活保護基準の引下げを招くおそれがある。

(4) 部会における議論の経過

当連合会が指摘している上記の問題は、部会においても取り上げられている。

すなわち、部会では、2014年5月開催の第17回部会から、有子世帯の扶助・加算についても議論を進めてきたが、2015年1月9日付け部会報告書においては、「子どもの貧困対策については、政府として積極的に取り組んでいるところであり、子どもの貧困率とりわけひとり親世帯の貧困率自

体が先進国の中でも高いことを考慮すると、有子世帯の扶助・加算の見直しについては、一般低所得世帯との均衡という考え方のみで見直すことは適切ではないとの意見があり、子どもの貧困対策の観点からより慎重に検討すべきとの意見が多かったことから、今回はとりまとめを見送った。」と指摘された（32頁）。

2018年度の生活保護基準見直しに向けて再開された2016年5月開催の第23回部会以降の議論でも、有子世帯の扶助・加算についての検討は慎重にしなければならないという見解が主である。例えば、阿部彩委員は、部会に提出した意見書において、「有子世帯の扶助・加算については、（略）貧困の連鎖・貧困の固定化を防ぐべく、検討されるべきである。日本社会において低所得層の子どもたちが、学力、健康、自己肯定感など多方面において不利な状況にあるリスクが高いことを踏まえると、生活保護受給世帯に育つ子どもたちの生活は一般低所得世帯に育つ子どもたちとの均衡で検討されるべきではない。」とした上で、「2013年の生活扶助の改定、2015年の住宅扶助の改定による生活保護受給者および非受給の低所得者に及ぼした影響を把握する必要がある。」と指摘している。

(5) これまでの生活保護基準見直しの影響

こうした議論を踏まえて、2017年6月6日の第29回部会において、これまでの生活保護基準見直しの影響に関する資料(資料1)が公表された。基準見直しによる母子世帯の保護費の減額率は、「6%以上7%未満」が36%で、「5%以上6%未満」の30%を加えると実に約3分の2の世帯で5%以上の大幅な減額となっている（2頁）。また、減額された金額は、「5000円以上1万円未満」が39%であり、「1万円以上2万円未満」の41%を合わせると8割に達する（4頁）。仮に月平均1万円程度の減額であると、年12万円の減額となり、生活はより切迫した状況に陥っていることが推察される。

住宅扶助基準の見直しによって住宅扶助限度額が減額となった世帯のうち、実家賃額が見直し後の限度額を超えた世帯が27万世帯（44.5%）、そのうち転居を余儀なくされた世帯が約2万世帯（3.1%）、転居指導中の世帯が約5万世帯（19.6%）、家計のやりくりでしのいでいる世帯が1万8000世帯（7.1%）となっている。これら合計約9万世帯（29.8%）が住宅扶助基準引下げによる不利益を被っているものといえ、その中には母子世帯も相当数含まれているはずである。

国が公表した資料によっても、相次ぐ生活保護基準の引下げによって母子のいる世帯が深刻な影響を受けていることが明らかであり、更なる保護基準の引下げを検討する前提を欠く。

(6) まとめ

子どものいる世帯の生活保護基準は、生活保護世帯の子どもを貧困から脱却させ、貧困の連鎖を解消するに十分な水準でなければならない。生活保護世帯の子どもの大学等への進学を認める運用改善が行われたとしても、その一方で、母子加算や児童養育加算の削減などによって子どものいる世帯の生活保護基準が引き下げられるような事態となれば、前者の運用改善の効果が大きく減殺されることは明らかである。

仮に、子どもが18歳になるまで支給される母子加算月額2万2790円（1級地）が削減されるようなことになれば、多くの生活保護世帯の子どもたちが、大学等への進学を考える高校生までの段階で今以上に不利益な状況に置かれ、大学等への進学率が悪化するおそれが強い。その結果、生活保護世帯の子どもが大学等に進学するのは困難な状況が続き、生活保護を受けながらの大学進学を認めることは絵に描いた餅となる可能性が高い。

万が一にも、母子加算等の削減によって子どものいる世帯の生活保護基準を引き下げることによって、生活保護世帯の子どもの大学進学を認めるための財源を捻出するような愚を犯すことは許されない。ましてや、生活保護世帯の子どもの大学進学を認めることもなく、母子加算の削減等によって子どものいる世帯の生活保護基準をこれ以上引き下げようとするようなことは到底許されるものではない。

以 上